

平成二十年二月十二日受領  
答弁第四七号

内閣衆質一六九第四七号

平成二十年二月十二日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出天皇陛下のお言葉にまつわるやり取り等を外部に漏らした元外務官僚への外務省の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出天皇陛下のお言葉にまつわるやり取り等を外部に漏らした元外務官僚への  
外務省の対応に関する再質問に対する答弁書

一について

外務省職員の秘密保持義務については、個別具体の事例に即して判断すべきものであり、外務省として一概にお答えすることは困難である。御指摘の者の守秘義務については、先の答弁書（平成二十年二月一日内閣衆質一六九第一五号）二及び三についてでお答えしたとおり、外務省としては御指摘の「ブログ」に示されている事実関係のすべてを把握しているわけではなく、また、御指摘の者が携わった御訪問の準備作業の過程の詳細について明らかではないため、お答えすることは困難である。